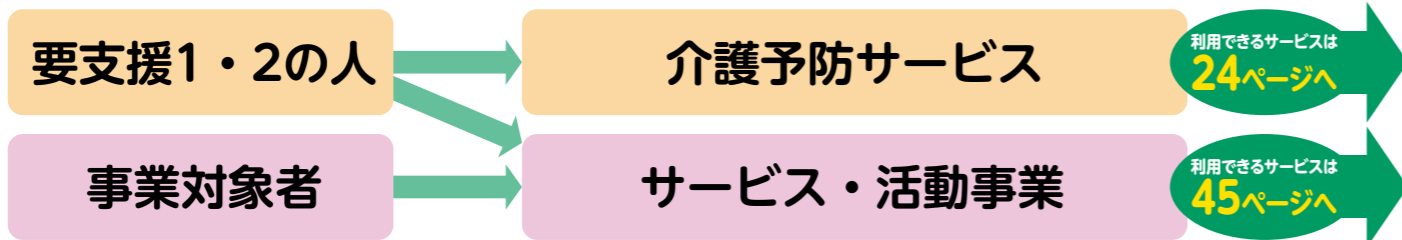


# 介護予防サービスとサービス・

●要支援1・2と認定された方

●基本チェックリストで生活機能の低下がみられた方(事業対象者)

■利用できるサービス

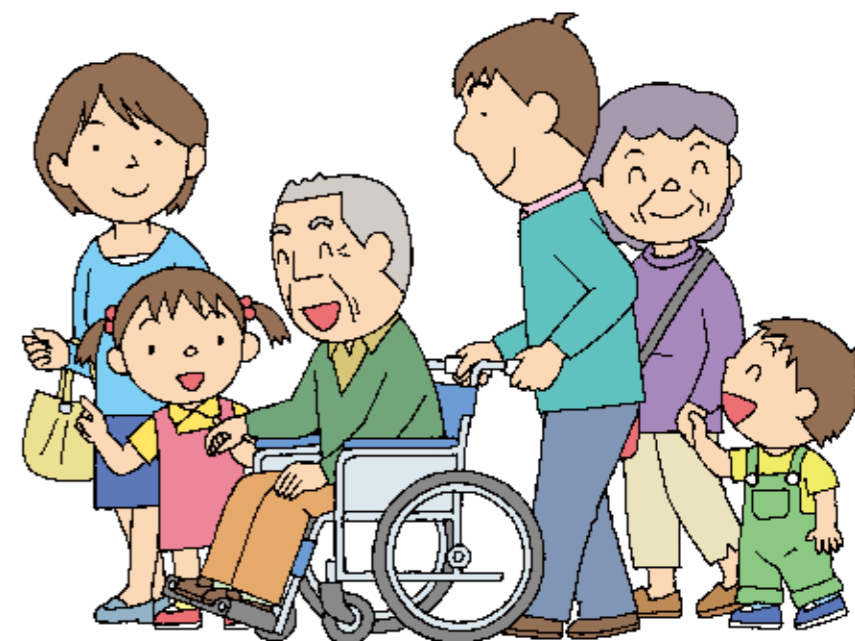


■利用のしかた

地域包括支援センター等に依頼して、心身の状態に応じたサービス内容を盛り込んだ介護予防ケアプランを作成します。  
 ※要支援1・2の人は、介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業所に依頼することもできます。は、地域包括支援センターに依頼します。  
 ※介護予防ケアプランの作成は全額保険給付となり、利用者負担はありません。

# 活動事業の利用のしかた

●サービス・活動事業を利用している方が要介護1～5のいずれかに認定された場合でも、サービスA・サービスBを継続的に利用するなど、宇都宮市が定める要件に該当する方については、継続してサービス・活動事業を利用できます。



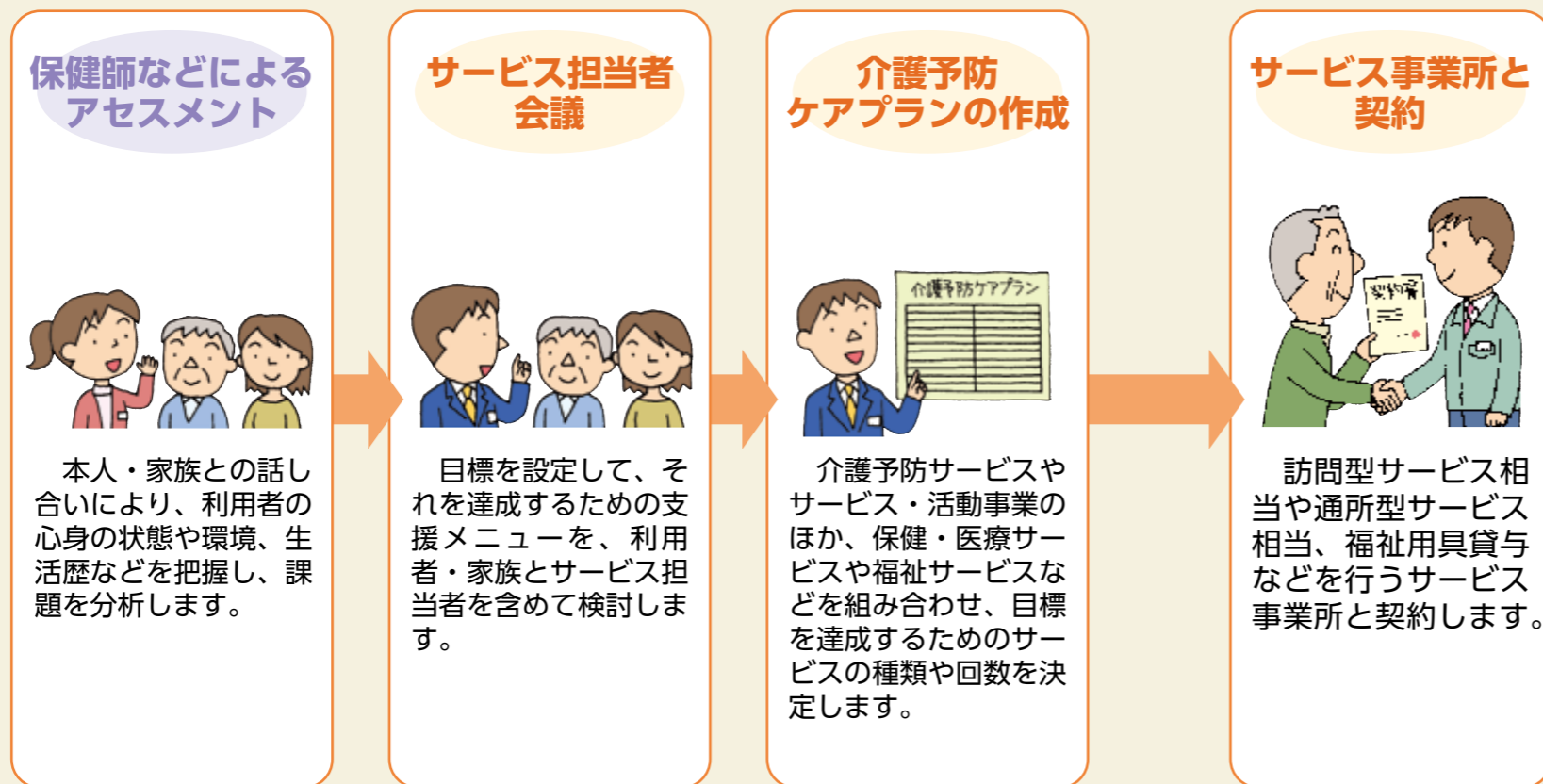
介護予防ケアプランを作成します。サービス・活動事業のみ利用の場合

サービス計画(ケアプラン)の作成

認定結果の通知(要支援1・2)

基本チェックリストで生活機能の低下がみられた方

地域包括支援センター等



## 介護予防サービスなどを利用



介護予防ケアプランに沿って、サービスが提供されます。  
 介護予防サービス → P24  
 サービス・活動事業 → P45  
 ※一定期間ごとに効果を評価し、プランを見直します。

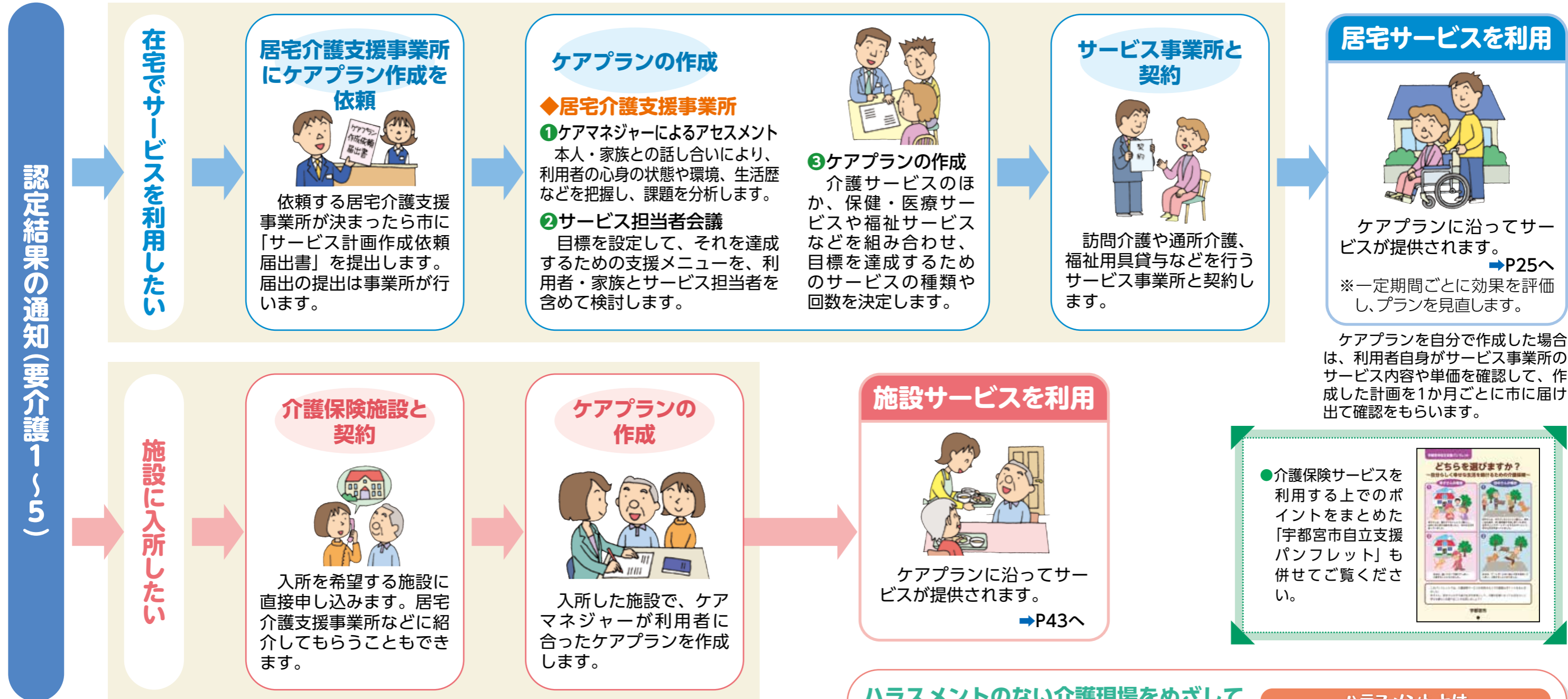
●介護保険サービスを利用する上でのポイントをまとめた「宇都宮市自立支援パンフレット」も併せてご覧ください。

# 介護サービスの利用のしかた

## ●要介護1～5と認定された方

「要介護1～5」と認定された方は、介護保険の介護サービスを利用できます。サービスを利用するためには、居宅介護支援事業所などに依頼して、心身の状況に応じたサービス内容を盛り込んだケアプランを作成します。

※ケアプランの作成は全額保険給付となり利用者の負担はありません。



認定結果の通知(要介護1～5)

サービス計画(ケアプラン)の作成

ケアプランを自分で作成した場合は、利用者自身がサービス事業所のサービス内容や単価を確認して、作成した計画を1か月ごとに市に届出て確認をもらいます。

●介護保険サービスを利用する上でのポイントをまとめた「宇都宮市自立支援パンフレット」も併せてご覧ください。

**キーワード解説 居宅介護支援事業所とは？**

宇都宮市の指定を受け、ケアマネジャー\*1を配置しています。要介護認定申請の代行\*2やケアプランの作成を依頼するときの窓口となり、サービス提供機関と連絡・調整を行います。

※1 介護に関して利用者や家族の相談にのったり、ケアプランを作成したりしてくれる介護の専門家です。

※2 申請を代行できる事業所は厚生労働省令で定められています。

**ハラスメントのない介護現場をめざして**

近年、介護現場において、利用者やそのご家族等からの介護従事者に対するハラスメントが問題になっています。ハラスメントは、受けた人の尊厳や人格を傷つけるだけでなく、介護従事者が安心してサービス提供を続けることを難しくし、安定的な介護事業の運営を妨げるものです。ハラスメントを防止することは、利用者が安心して継続的に介護サービスを受けることにもつながりますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。

**ハラスメントとは**

- ①身体的暴力 身体的な力を使って危害を及ぼす行為（職員が回避して危害を免れた場合も含まれます）
- ②精神的暴力 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたりおとしめたりする行為
- ③セクシャルハラスメント 意に沿わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為